

担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金」に改める。

第23条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条第8項の次に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(ア) 第34条の見出し中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加える。

(ア) 第34条第7項中「から第36条まで」を「、次条」に改める。

(イ) 第34条の見出し中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加える。

(イ) 第34条第8項中「から第36条まで」を「、次条」に改める。

第36条第1項中「前払金」の次に「(中間前払金を除く。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第36条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(管理課)

富山県告示第133号

富山県土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について

富山県土木設計業務等標準委託契約約款（平成12年富山県告示第264号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

第3条第1項中「7日以内」を「14日以内」に改める。

第23条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(管理課)

富山県告示第134号

富山県立山博物館の観覧料の額についての一部改正について

富山県立山博物館の観覧料の額について（平成10年富山県告示第 285号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1の表大学の学生及びこれに準ずる者の項を削り、同表中「650円」を「760円」に改める。

2の表大学の学生及びこれに準ずる者の項を削り、同表中「640円」を「760円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、1の表大学の学生及びこれに準ずる者の項を削る改正規定及び2の表大学の学生及びこれに準ずる者の項を削る改正規定は、公表の日から施行する。

（文化振興室）

富山県告示第135号

富山県美術館の特別観覧料の額についての一部改正について

富山県美術館の特別観覧料の額について（昭和56年富山県告示第 688号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

本文中「に規定する特別観覧料について」を「の」に改める。

表中「2,100円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,400円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、本文の改正規定は、公表の日から施行する。

（文化振興室）

富山県告示第136号

富山県水墨美術館の特別観覧料の額についての一部改正について
富山県水墨美術館の特別観覧料の額について（平成11年富山県告示第 294号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

本文中「第10条第3項に規定する特別観覧料について」を「別表の3の」に改める。

表中「2,100円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,400円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、本文の改正規定は、公表の日から施行する。

（文化振興室）

富山県告示第137号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について
富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第 313号）の一部を次のように改正し、令和8年5月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1の第3号中「交通事故による療養の場合であつて、その費用が療養者の負担となる時」を「自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる場合」に、「1.5」を「2」に改める。

3の表を次のように改める。

区分	単位	金額	備考
----	----	----	----

助産に係る場合	A	1人1日	15,450円
	B		7,820円
	C		6,550円
	D		5,270円
	E		1,730円
その他の場合	A		17,000円
	B		8,600円
	C		7,200円
	D		5,800円
	E		1,900円

4の表産科診療料の項中

99,000円
132,000円
165,000円

を

107,400円
192,500円
238,700円

に、

を

11,000円
5,500円

を

11,000円
6,200円

に、

永久不妊手術料		132,000円	人工妊娠中絶と同時に 行う場合には、人工妊 娠中絶料の 各区分に掲 げる金額を 加算する。
免疫学的妊娠反応検査料		2,500円	
N I P T (新型出生前診断)		180,000円	
新生児聴覚検査料		5,500円	
褥婦 ^{マタニティ} 処置料	1日	2,000円	

を

	永久不妊手術料		163,100円	人工妊娠中絶と同時に 行う場合には、人工妊娠中絶料の各区分に掲げる金額を加算する。
	免疫学的妊娠反応検査料		3,100円	
	N I P T (新型出生前診断)		180,000円	
	ノンストレステスト検査料		2,100円	
	新生児聴覚検査料		7,100円	
	褥婦 ^{じよふ} 処置料	1日	2,600円	
	母乳外来料	1回	3,400円	

に改め、同項の次に次のように加える。

小児科診療料	頭蓋矯正ヘルメット療法(一連につき)	A		500,000円	
		B		467,000円	

4の表歯科診療料の項を次のように改める。

歯科診療料	歯科前装科 鑄造修冠復料	金属焼付ポーセレン冠			1歯	78,400円		
		欠有床損義歯補綴	金属床	全部	チタン合金	1床		322,300円
				床	特殊合金			231,000円
		部分	12歯から14歯まで		203,380円			

料		(特 殊合 金)	9 歯から 11 歯まで		184,160円
			5 歯から 8 歯まで		161,950円
			1 歯から 4 歯まで		135,090円
		ノンク ラスプ 義歯	8 歯から 13 歯まで		140,800円
			4 歯から 7 歯まで		110,000円
			1 歯から 3 歯まで		88,000円
イ	インプラント診断料		1 回	12,360円	
ン プ ラ ン ト ン 手 術 ト	イン プラ ン ト 手 術	上顎洞底挙上術	口腔内 片側		100,200円
			口腔内 両側		127,100円
		顎堤形成術		1 歯	28,900円
		骨採取 (口腔内)		1 箇所	55,000円
イ ン プ ラ ン ト イ ン テ グ ラ シ ョ ン	イン プラ ン ト イ ン テ グ ラ シ ョ ン	イン プラ ン ト イ ン テ グ ラ シ ョ ン	インプラント経過観察 料	1 回	1,420円
			デンタルエックス線撮 影		970円
			パノラマエックス線撮 影		5,500円
矯 正 イ ン テ グ ラ シ ョ ン ブ ル シ ョ ン	ミニ プレ ート 埋 入 ブ ル シ ョ ン	ミニプレート埋入 (1 枚目)	1 枚	66,000円	
		ミニプレート埋入 (2 枚目以降)		42,900円	
		ミニプレート除去		3,300円	
ラ ン ク ス ク リ ュー	アン カー ス ク リ ュー	アンカースクリュー埋 入	1 本	28,900円	

	リユ 一埋 入術	アンカースクリュー除 去		5,800円
	フッ化物塗布		1回	2,640円
	レーザー照射による口内炎治 療料		1箇所	1,100円

4の表遺伝子検査料の項を次のように改める。

遺伝子検 査料	遺伝カ ウンセ リング 料	初回	1回	13,200円
		2回目以降		6,600円

4の表その他の使用料の項中「70円」を「80円」に、「1,200円」を「2,200円」に改め、「生命保険等に係る」を削る。

5の表中「2,100円」を「3,800円」に、「3,600円」を「5,000円」に改める。

6の表を次のように改める。

減額事項	利用料の額		備考
	区分	金額	
病院の定床数を超えた患者の入 室	助産 に係 る場 合	A	6,180円
		B	3,130円
		C	2,620円
		D	2,110円
		E	徴収しない
	その 他の 場合	A	6,800円
		B	3,440円
		C	2,880円
		D	2,320円
		E	徴収しない

(医 務 課)

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

都市計画事業の施行

小矢部都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3・4・24号 寄島西中野線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

小矢部市今石動町2-13-1 富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし